

平成30年度 事務事業評価シート(詳細) ※平成29年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	中小企業関係融資									
担当部署	産業観光部	産業振興課	事業コード	20						
所属長	粟生田 晃一			事業区分	ソフト事業					
予算事業名	中小企業関係融資			新規・継続	継続					
予算事業コード	会計	10	款	07	項	01	目	02	事業開始年度	平成19年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第5章	地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	28	産業間の連携と中小企業支援	根拠となる法令	なし
取組施策	2	中小企業への支援の充実	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市中小企業一般貸付融資要綱 ほか
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	市実施(直営)			
対象(誰・何を対象に)	市内において事業を営む中小企業者・市内において新たに事業を開始しようとする者等			
目的(対象をどのようにしたいか)	市内の中小企業者を対象に、事業を営む中小企業者に必要な資金を融資することによって、企業の振興に寄与することを目的とする。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会と連携して、1年を通じて融資制度を実施し、窓口相談業務を行う。			

3. 前年度に立てた計画(Plan)

<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者に対し利用しやすい制度とするため、申込手続きの迅速化、融資限度額の引上げ、貸付利率の引下げなど、融資制度の改善に向けた取組を行う。</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 取組実績(Do)

<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口相談及び融資依頼並びに保証料の一部補助を実施した。</li> <li>融資取扱金融機関へのアンケート調査を実施し、本市の制度融資の利用に係る融資取扱金融機関の実態、ニーズ等を把握し、制度見直しの基礎資料とした。</li> <li>貸付利率を検討する際の基準の制定、申込手続きの迅速化のため、事務処理の改善を行った。</li> <li>融資限度額の引上げ、貸付利率の引下げなどの改正を行うための検討を行った。</li> <li>融資取扱金融機関と情報交換を行う場として「川越市融資制度担当者会議」を開催し、融資制度の周知や充実に向けた情報交換を行った。</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部		27年度	28年度	29年度	30年度(見込額)	備考
人件費	A	3,670	4,043	4,043	4,043	
	正規職員(1年間の従事人数)	0.50人	0.55人	0.55人	0.55人	
	臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費	B	915,873	811,579	722,387	705,087	
	需用費	90	27	36	52	
	委託料	1,294	3,583	1,044	850	
	使用料及び賃借料	19	127	234	234	
	貸付金	912,920	804,530	719,680	701,651	
	補償、補填及び賠償金	1,550	3,312	1,393	2,300	
総支出(A+B)		919,543	815,622	726,430	709,130	

(2) 収入の部		27年度	28年度	29年度	30年度(見込額)	備考
国庫支出金		0	0	0	0	
県支出金		0	0	0	0	
地方債		0	0	0	0	
使用料・手数料		0	0	0	0	
その他特定財源		912,923	804,533	719,681	701,653	
一般財源		6,620	11,089	6,749	7,477	
総収入		919,543	815,622	726,430	709,130	

## 6. 指標による分析 (Check)

### (1) 活動指標

評価指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!
						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!

### (2) 成果指標

評価指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
融資金額	千円	183,250	61,520	(目標) 45,000.0 (実績) 12,000	36,000	年度 43,000	60.54
指標の定義・説明	融資金額の合計						13.26
融資件数	件	42	18	(目標) 15.0 (実績) 4	10	年度 12	181607.38
指標の定義・説明	融資件数の合計						45312.31

## 7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	B	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか 地域経済活性化のために実施すべき事業である。
有効性	A	施策の目標の達成に貢献しているか 施策目的達成のために必要な事業である。
達成度	C	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか 平成29年度におおむね計画どおりに融資制度の改善を図ったが、金融機関や中小企業者に対し改善点が浸透しきれなかったことなどから、目標どおりには達成できなかった。
効率性	A	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか 中小企業者の経営の安定・向上のための事業であり、市が実施すべきである。
総合評価	A	近年、申込件数が減少傾向にあり、中小企業者にとって有効な資金調達手段とはなっていない。このため、平成29年度の見直しを踏まえた申込状況の推移観察、また、経済情勢などを勘案しながら、定期的な見直しを行う必要がある。

## 8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など) (Action)

今後の方向性	改善
30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き関係機関と連携・協力しながら、融資制度の周知を行う。</li> <li>中小企業者に対し利用しやすい制度とするため、貸付利率や融資制度の統合など継続した制度見直しを行う。</li> </ul>
31年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き関係機関と連携・協力しながら、融資制度の周知を行うとともに、中小企業者に対し利用しやすい制度とするため、見直しを行った融資制度について効果検証を行う。</li> </ul>

### 【参考】

#### (1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

埼玉県では県制度融資を実施しており、内容が充実している。一方、本市では、川越市制度融資を受けた事業者が埼玉県信用保証協会に支払う保証料の一部を補助している。なお、県内の自治体の多くで制度融資を行っている。

#### (2) これまでの見直しや改善等の経過

中小企業者に対し利用しやすい制度とするため、平成29年度において、申込み手続きの迅速化、融資限度額の引上げ、貸付利率の引下げなど、融資制度の改善に向けた取組を行った。

## 中小企業関係融資について

### 1 事業の背景・目的

昭和20年代に京都府で創設され、高度成長期に中小企業の保護、育成を主な目的として全国各地へと広がったとされたといわれる地方自治体の制度融資は、金融機関の融資を補完し、あるいは創業支援などの産業政策を推進するために設けられている。

市内で事業を営む中小企業者や、市内で創業しようとする者に対し、金融機関、埼玉県信用保証協会と連携して必要な資金を融資することにより、企業の振興に寄与することを目的としている。

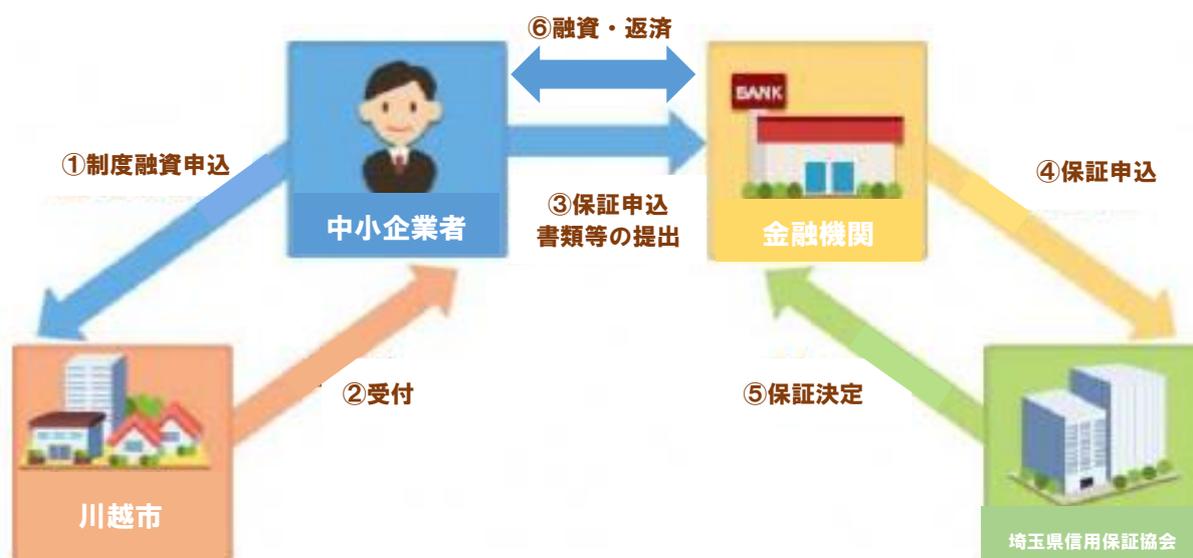
### 2 事業の概要

- ① 融資取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会と連携し、事業所の規模や経営の状況、融資を受ける目的などに応じた6種類の融資を実施している。市は、制度融資の申込書や納税証明書等の添付書類の確認、また、事業実態の有無、適正な資金使途であるかなどについて調査・審査を行い、融資取扱金融機関に融資の依頼（融資のあっ旋）を行う。融資の実行は金融機関が行い、市は制度融資の原資の一部となる預託金を拠出する。
- ② 市の制度融資を利用した中小企業者等の保証料の負担を軽減し、事業経営の安定を図るため、市の制度融資を利用した中小企業者等に対し、埼玉県信用保証協会に支払った保証料の一部補助を行う（一括納付：40%、分割納付：初回納付分の50%）。

#### ○市の制度融資（平成30年4月6日から）

制度名	融資 限度額 (万円)	貸付 利率 (%)	資金 使途	融資 期間 (年)	据置 (月)	第三者 保証人	担保	保証料 (%)
特別小口無担保 無保証人融資	2,000	1.3	運転	10	6	不要	不要	0.80 以内
			設備	12				
中小企業 一般貸付融資	2,000	1.4	運転	10	6	原則 不要	必要に 応じ	1.59 以内
			設備	12				
中小企業中口 事業資金融資	3,000	1.5	運転	10	6	原則 不要	必要に 応じ	1.59 以内
			設備	12	12			
小規模企業者 セーフティ融資	500	1.2	運転	5	6	原則 不要	必要に 応じ	0.65 以内
			設備	7				
新規創業者 支援資金融資	2,000	1.2	運転	10	12	不要	原則 不要	0.80 以内
			設備	10				
中小企業認証等 取得資金融資	500	1.2	運転	5	12	原則 不要	必要に 応じ	1.59 以内

## ○制度融資の流れ



〔埼玉県信用保証協会ホームページ〕

- ① 制度融資申込  
中小企業者は、金融機関と融資条件等について事前相談の上、市に対し制度融資の申込を行う。
- ② 受付  
市は、受付処理をし、書類審査等を行う。  
融資の要件を満たす場合には、申込者に関係書類を交付し、融資の依頼を金融機関に対し行う。
- ③ 保証申込書類等の提出  
中小企業者は、金融機関に保証申込書類等の関係書類を提出する。
- ④ 保証申込  
金融機関で審査した結果、融資することとなったときは、当該金融機関が信用保証依頼書を添付の上、埼玉県信用保証協会に保証申込を行う。
- ⑤ 保証決定  
埼玉県信用保証協会で審査した結果、保証決定となったときは、信用保証書を金融機関に送付する。
- ⑥ 融資・返済  
保証決定後、金融機関は融資を実行し、中小企業者は融資条件に基づき返済を開始する\*。

※ 万一、返済ができなくなった場合には、信用保証協会が中小企業者に代わり金融機関に返済する（代位弁済）。代位弁済に当たっては、金融機関（制度による）及び市も、その一部を負担する（責任共有制度）。

代位弁済後、中小企業者は、信用保証協会に借入金を返済する（返済のあった借入金について、負担割合に応じ、負担した者それぞれに返還される。）。

### 3 県内市の制度融資の実施状況

県内全40市において、制度融資を実施している。

### 4 課題

平成28年1月に導入された「マイナス金利政策」により、金融機関等の融資は低金利へと移行する中、市制度融資の貸付金利は移行できていない。

### 5 実績

#### ○制度融資の申込件数・金額の推移（平成26年度～平成30年度）

制度名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度 (7月末時点)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
特別小口 無担保無保証人融資	9	38,680	11	45,000	3	7,200	2	8,000	1	3,500
中小企業 一般貸付融資	49	164,200	27	106,650	14	48,320	2	4,000	1	20,000
中小企業 中口事業資金融資	5	82,000	2	25,000	1	6,000	0	0	0	0
小規模企業者 セーフティ融資	0	0	2	6,600	0	0	0	0	0	0
新規創業者 支援資金融資	1	1,600	0	0	0	0	0	0	1	8,000
中小企業 認証等取得資金融資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	63	284,880	42	183,250	18	61,520	4	12,000	3	31,500

(単位：千円)

### 6 課題への取組状況（平成29年度）

#### ① アンケート調査・ヒアリング調査の実施

制度融資を取り扱う金融機関の実態、ニーズ等を把握し、制度見直しの基礎資料とするためアンケート調査を実施するとともに、埼玉県信用保証協会及び制度融資の融資実績の多い3金融機関に対しヒアリング調査を実施した。また、制度融資の取扱金融機関の担当者を集めた会議を開催し、意見交換を行った。

これにより「市の制度融資に求めることは貸付利率の引下げ、申込手続きの迅速化」「市の制度融資に求める役割は新規創業者、実績の浅い小規模企業者への融資」といったことが明らかになった（対応は②及び③のとおり）。

#### ② 制度融資の受付処理の迅速化

受付後の書類審査等に関する意思決定手続を見直した（平成30年3月から）。

変更前	変更後
おおむね 1 週間程度	おおむね 2 日程度

③ 制度融資の見直し検討（貸付利率の引下げ）

貸付利率の算出方法を新たに定め、毎年 2 月 1 日現在の融資取扱金融機関の特定の利率を用いた算出式により、貸付利率の見直し作業を毎年度行うこととした。

## 7 課題への取組状況（平成 30 年度）

① 制度融資の見直し検討

平成 29 年度に定めた貸付利率の見直しの検討をする際の基準を活用して融資の見直しを行った（平成 30 年 4 月 6 日から）。

### ○見直しの概要

制度名	項目	変更前	変更後
特別小口 無担保無保証人融資	融資限度額	1, 250 万円	2, 000 万円
	貸付利率	1. 6%	1. 3%
中小企業 一般貸付融資	融資限度額	1, 250 万円	2, 000 万円
	貸付利率	1. 6%	1. 4%
中小企業中口 事業資金融資	貸付利率	1. 7%	1. 5%
新規創業者 支援資金融資	融資限度額	1, 000 万円	2, 000 万円
	自己資金要件	1,000 万円又は自己資金額のいずれか低い額を融資限度額とする	自己資金要件を設けず ※ 金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査あり
	融資期間 (運転資金)	7 年以内	10 年以内

② アンケート調査の実施

制度見直しの基礎資料とするため、昨年に引き続き金融機関に対しアンケート調査を実施するとともに、県内 10 万人以上の市に対しアンケート調査を実施

## 8 課題への取組予定

今年度実施したアンケート調査の結果を踏まえ、金融機関の融資や埼玉県の融資との差別化を図り、市の制度融資により資金調達を必要とする中小企業者や新規創業者の需要に応え、企業の振興に寄与する制度になるよう、制度融資のスクラップ・アンド・ビルドを含めた見直しを行うことを予定している。